グリーン調達ガイドライン

Rev	日付	履　歴
1.0	2021 年 4 月 1 日	新規作成・制定
1.1	2021 年 5 月 1 日	TSCA・SCIP 対応事項追加
1.2	2022 年 6 月 30 日	修正および構成変更
2.0	2024 年 10 月 18 日	修正および構成変更
2.1	2025 年 2 月 14 日	リンク先修正

樫山工業株式会社
生産統括本部
調達部

グリーン調達ガイドライン

樫山工業株式会社
生産統括本部　調達部

基本理念

樫山工業株式会社及びグループ会社（以下、「樫山工業グループ」と言います）は、お客様に満足頂ける製品およびサービスの提供、環境に配慮した活動が確実にできるよう、マネジメントシステムを構築し、実施し、定めた計画を達成し、継続的に改善することを強い意志をもって進め、持続可能な社会の実現に貢献します。

環境方針

樫山工業グループは、販売製品を通じてお客様の役に立つ製品・サービスを提供し、お客様満足度の向上を目指すと共に、環境に配慮した製品開発、省資源、省エネ、廃棄物の削減とリサイクルなどを考慮した活動を行い、環境汚染の予防に努めます。また国内外の法規制を遵守し、社会からの信頼の向上に努めます。

目的・適用範囲

本グリーン調達ガイドラインは、樫山工業グループが生産する製品、それを構成する部品、機器、材料等に含有される化学物質のうち、使用が禁止される物質を明確にし、お取引先様へ周知徹底し、環境品質を向上させることを目的としています。お取引先様におかれましては、本ガイドラインを遵守いただきますようお願いします。

含有禁止物質

①　法規制対象物質

以下の法令で指定されている物質は、含有禁止もしくは含有量を規制されています。
各法令に適合する製品及び材料を使用ください。

・日本 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律 第一種特定化学物質（化審法）
・EU RoHS2 指令 Annex II （(EU) 2015/863)
・EU REACH 規則 Annex XVII (制限対象物質)（(EU) 1907/2006）
・EU POPs 規則（(EU) 2019/1021 ANNEX Ⅰ)
・米国 有害物質規制法 使用禁止または制限物質（TSCA 第 6 条）

なお、上記法令は改訂される場合が御座います。また上記法令以外であっても、新たに法規制が制定される場合が御座います。
新たに対応が必要となった際には、弊社より含有禁止もしくは含有量制限を要請します。
法規制対象物質の詳細は、アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)の提供する「chemSHERPA 管理対象物質参照リスト」より最新版を確認下さい。
以下のリンク先の「データ作成支援(ツール等)」⇒「管理対象物質情報」にデータが御座います。
chemSHERPA by JAMP

②　樫山工業が指定する規制対象物質

法規制対象前であっても、既に規制されることが決まっている又は予定されている物質については、使用を制限します。
特に、POPs 条約規制物質は廃絶が決定してから概ね 2 年で各国の法律(化審法や EU POPs 規則等)で使用禁止となる為、廃絶が決まったところですぐに制限します。

対象物質及び依頼事項については別表 1 に記載しておりますので、その内容を遵守下さい。
なお別表 1 は社会情勢の変化、法規制の動向等で改訂することがあります。最新の情報をご覧ください。

その他

以下の法令で指定されている物質は、当局への含有報告義務があります。
弊社より物質含有情報提出の依頼がある場合は、chemSHERPA-AI データで物質情報を提出してください。
・EU REACH 規則第 59 条 10 項（認可対象候補物質：SVHC）((EU) 1907/2006)
SVHC : Candidate List of substances of very high concern for Authorisation

以上

Rev. 2.1
2025 年 02 月

グリーン調達ガイドライン　別表 1

樫山工業株式会社
生産統括本部　調達部

別表 1　樫山工業が指定する規制対象物質一覧

対象規制	物質名	CAS No.	規制内容
POPs 条約	デクロランプラス (Dechlorane Plus)	13560-89-9 135821-03-3 135821-74-8	廃絶決定 (25 年頃)
POPs 条約	UV-328 （ベンゾトリアゾール系紫外線吸収剤）	25973-55-1	廃絶決定 (EU POPs 規則：25 年 2 月)
POPs 条約	メトキシクロル	72-43-5	廃絶決定 (25 年頃)
POPs 条約	中鎖塩化パラフィン （MCCPs）（要確認）	85535-85-9	廃絶決定 (25 年頃)
特定顧客要求	リフラトリックセラミックファイバー （RCF）	142844-00-6	使用禁止物質 （SVHC 対象物質）